

国不建整第60号  
令和3年6月25日

(一社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)  
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長  
( 公 印 省 略 )

公共事業労務費調査(令和3年10月調査)の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するため、関係各位のご協力のもと、例年、10月に施工中の公共工事を対象として厳正に実施しているところですが、今年度におきましても、昨年度同様、一部対面調査を残しつつ、原則書面調査といたします。対面調査にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置として、3密回避や「人と人の距離の確保」、マスクの着用など基本的な感染対策を徹底した上で実施いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

例年、詳細については、改めて、各建設業者団体を対象とした説明会を実施させて頂いていたところですが、今年度におきましては、昨年度同様、今般の情勢も踏まえて別添のとおり書面での周知とさせていただきます。

貴職におかれましても、調査の精度、透明性を更に高められるよう、別添の事項についてご理解とご協力を頂きますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。



## 公共事業労務費調査（令和3年10月調査）における重要事項

## 1. 公共事業労務費調査の協力義務について

公共事業労務費調査の対象工事となった場合、発注者と元請企業との契約事項に調査の協力義務を負う旨を記載していますので協力をお願いします。

元請企業との契約事項には、下請契約を締結する場合に、一次下請企業のみでなく、二次以降の下請企業も調査の協力義務を負う旨を定めることとしています。元請企業は、一次下請企業との契約事項に「一次下請企業が調査の協力義務を負う旨」、「二次下請以降の下請企業も調査の協力義務を負う旨を定める旨」を記載してください。

## 2. 棄却率の改善

令和2年度公共事業労務費調査では、約3割の標本が棄却されているため、調査対象となった元請及び下請企業は、次の書類を審査で提示できるよう整理をお願いします。

- ① 所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認できる書類
  - ・・・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳
- ② 賃金支払いが確認できる書類
  - ・・・銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等
- ③ 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類
  - ・・・作業日報及び出勤簿等

## 【参考】主な棄却理由（令和2年度公共事業労務費調査結果）

- ・所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認ができない・・・約19千標本(16%)
- ・調査票への記入事項の根拠となる資料（就業規則、賃金台帳等）がない・・・約8千標本(7%)

## 3. 賃金水準の正確な把握の徹底

本調査では原則として、現場で働く技能労働者全てが調査対象となります。そのため、いわゆる一人親方として働く方々についても、必ず調査票を作成するようあらためて周知徹底をお願いします。また、賃金台帳に記載されていない退職金等、不定期の賃金についても遺漏のないよう正確に記入いただくよう周知徹底をお願いします。

## 【参考】一人親方の割合

令和2年度公共事業労務費調査における一人親方の割合（0.8%）は、総務省労働力調査（令和元年平均）をもとに国土交通省で推計した一人親方の割合（15.6%）より著しく低くなっている。

## 6. 標本の適切な分類について

本調査では、一部の職種を除き、「相当程度の技能」等を有する建設労働者を対象としていますので、調査対象となった元請及び下請け企業は、個々の労働者の技能等を十分に確認し、職種の分類を行っていただいております。「相当程度の技能」を有しない「作業員」を「世話役」、「一般技能労働者」相当として扱うことで、「世話役」、「一般技能労働者」相当の職種の単価が下がることが懸念され、また、「作業員」についても、「普通作業員」と「軽作業員」を正確に区別することで、各職種の賃金支払い実態を反映させた単価設定を行うことが必要です。そのため、資格の有無や対面調査での聞き取りを通じて、従来にも増して職種の区分を厳格に確認しますので、ご協力をお願いします。

### 【参考】技能、免許等が必要と定義されている職種

#### (1) 「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、溶接工、運転手（特殊）、潜かん工、さく岩工、トンネル特殊工、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

#### (2) 「相当程度の技術」が必要と定義されている職種

潜かん世話役、トンネル世話役、橋りょう世話役、土木一般世話役

#### (3) 「免許等」が必要と定義されている職種

電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水士、交通誘導警備員 A

#### (4) 「普通の技能」が必要と定義されている職種

普通作業員、トンネル作業員

## 7. 昨年度調査からの追加項目

### ○建設技能者の能力評価基準による能力レベルに関する調査

平成 31 年 4 月より建設キャリアアップシステムの運用が開始され、また、建設技能者の能力に応じた処遇を実現するための能力評価基準についても、令和 2 年度からは、35 職種において技能労働者の培ってきた能力・経験に基づく 4 段階のレベル毎に色分けされたカードの交付が始まっております。

このことを踏まえて、能力評価基準による能力レベルを把握するための記入欄を設けておりますので、記入および資料の提示をお願いいたします。

## 労務費調査の対象企業となった方々への留意事項

1. 調査対象企業の方々が、調査の趣旨・内容を正しく理解し、かつ必要な書類を確実に作成して下さるよう、以下の点に留意願います。
  - ・調査の対象となった工事の元請企業は調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。
  - ・元請企業は下請企業に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いします。
  - ・個人情報保護法が施行されており、調査対象工事の発注機関についても個人情報の取り扱いには留意しますが、調査対象者についても適切な対応をお願いいたします。
  - ・以下の内容が満たされていない場合に、棄却されるおそれがあるため、調査対象者は、提出する資料について、あらかじめ下記の点についてご確認をお願いいたします。
    - ア 就業規則等に定める所定労働時間は、法定の週 40 時間以内となっているか。
    - イ 就業規則や労使間の協定通知書（変形労働時間制を採用している場合）に、労働基準監督署の押印があるか。
    - ウ 調査票への記入事項の根拠となる資料があるか。
  - ・調査方法については昨年度同様、一部対面調査を残しつつ、原則、書面調査とします。
  - ・対面調査は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置に努めておりますので、各企業においてもマスクの着用など基本的な感染対策にご協力いただくようお願いいたします。
  - ・例年、実施している調査対象者向け説明会を開催するか否かについては各地方連絡協議会で判断いたします。また、代替となる説明資料を9月中を目途にHPに掲載しますので、元請企業は下請企業に対して情報提供をお願いいたします。また、各企業においては事前に資料を確認し、調査の趣旨・内容等を正確に理解して調査にご協力いただくようお願いいたします。
2. 調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリングさせていただきますので、調査対象者は調査員に対して正確に実態を伝えていただくようご協力をお願いいたします。

(参考)

過去国会において、虚偽の賃金台帳作成の指示等について指摘がなされ、事実関係を調査の上、こうした不誠実な行為を行った業者に対し行政指導（勧告）、処分（指名停止）を実施したことがあります。